

〈保護〉骨子・施策(案)

(1) 自分を守り、守られる権利

- ①あらゆる権利の侵害から逃れられること
- ②自分が育つことを妨げる状況から保護されること
- ③状況に応じた適切な相談の機会が、相談にふさわしい環境の中で確保されること
- ④自分に影響を及ぼすことについて他の者が決めようとするときに、自分の意見を述べるのにふさわしい環境の中で表明し、その意見が尊重されること
- ⑤自分を回復するにあたり、その回復に適切でふさわしい環境の場が与えられること

(2) 家庭等における子どもの権利保障

- ①親等（親に代わる保護者・児童養護施設および児童養護施設関係者）は、養育するその子どもに対し、第一義的養育責任がある。
- ②親等は、子どもの権利行使にあたり、子どもの最善の利益を確保する方向で、その発達段階に応じて支援を行う責任がある。
- ③子ども自身が権利行使が困難な場合、子どもに代わっての権利行使する場合も②と同様。
- ④親等が、その養育責任を果たすために、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいて、子どもに養育上必要な情報等を関係機関から得ることができる。
- ⑤親等が養育責任を果たすにあたって、福祉、教育、医療等、子育てのための最大限の支援を得ることができる。
- ⑥DV 家庭、ひとり親、経済的困窮、親等の脆弱な養育能力、地域での孤立家庭等、養育困難な家庭は、市からの適切な手厚い支援が得られる。
- ⑦子どもは、その家族の出身、国籍、民族、言語、財産、性別、宗教、障がい、その他の置かれている状況のために養育上の差別を受けない。
- ⑧事業者には、雇用者の養育環境を整える責任がある。
- ⑨親等は、養育する子どもに対し、虐待（ネグレクトを含む不適切な養育：マルトリートメント）を行ってはならない。
- ⑩市は、虐待を受けた若しくは受ける可能性のある子どもに対し、速やかな救済及びその回復に努める。
- ⑪市は、虐待の情報漏洩等 2 次被害のないよう努める。
- ⑫市は、虐待からの救済及びその回復にあたっては、NPO を始め関係団体との連携を図り、地域ぐるみでその支援に努めるものとする。

(3) 重大な権利侵害であるいじめの防止等

- ①育ち・学ぶ施設関係者は、子どもにとって重大な権利侵害であるいじめの防止に努めなければならない。尚、いじめの防止にあたっては、いじめの定義に囚われず、子ども主体の判断が基本となる。
- ②育ち・学ぶ施設関係者は根本的ないじめ防止のため、子ども自身が子どもの権利について理解できるよう学ぶ機会をつくらなければならない。
- ③いじめを受けている全ての子どもは、そこからの避難が保障される。
- ④いじめに直接関与していない子どもは、他の者からいじめられる側・いじめられる側のどち

らの立場にもならないことが保障される。

- ⑤育ち・学ぶ施設設置管理者は、子どもがいじめに関する相談を、子どもを主体として安心して行うことができるよう仕組みをつくり、解決にあたっては、第三者機関及び関係機関等と連携し、子どもの最善の利益を確保する方向で、調査、調整、介入を行う責任がある。
- ⑥育ち・学ぶ施設関係者は、その回復にあたっては、いじめを行った子どもに対しても必要な配慮を行った上で適切な対応を行うよう努めなければならない。
- ⑦育ち・学ぶ施設設置管理者は、その職員に対し、いじめに関する研修を義務づける。

(4)体罰という名の暴力の禁止等

- ①育ち・学ぶ施設関係者は、その子どもに対し、いかなる理由をもっても、体罰という名の暴力を行ってはならない。体罰は、暴力そのものであり、身体的精神的苦痛や人格を辱める等の懲戒であり、決して教育的手段ではない。育ち・学ぶ施設において、断じて体罰そのものを禁止する。
- ②育ち・学ぶ施設設置管理者は、その職員に対し、子どもに対する体罰という名の暴力の防止に関する研修・啓発等の実施に努めなければならない。
- ③育ち・学ぶ施設設置管理者は、子どもに対する体罰という名の暴力に関する調査を、子どもが安心して回答できるように配慮して実施しなければならない。
- ④育ち・学ぶ施設設置管理者は、子どもに対する体罰という名の暴力に関する相談を子どもが安心して行えるような環境・仕組みを整えなければならない。
- ⑤育ち・学ぶ施設関係者は、他の施設関係者が体罰という名の暴力を行っていることを知ったとき、速やかに施設管理設置者に報告しなければならない。
- ⑥育ち・学ぶ施設関係者は、子どもに対する体罰という名の暴力を知ったとき、または子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、必要な関係機関・個人と連携し、子どもの救済及び解決・回復に努めなければならない。

(5)巻き込まれない権利

- ①親等同士の関係、育ち・学ぶ施設関係者同士、子どもに関わる大人及び組織・機関等の対立により、子どもの権利が保障されないことから守られること。
- ②インターネット及び端末等の普及を始め、急速に変化する情報環境に伴う犯罪被害から守られること
- ③平和でないこと、環境悪化、災害等の社会的要因で子どもの権利が侵されることから守られること。
- ④市は、上記の関係性の対立により子どもの権利侵害が起きた場合は、子どもにとっての最善の利益を考え、関係調整を図れるよう適切な支援に努めなくてはならない。

(6)子ども本人に関する文書等

- ①育ち・学ぶ施設等における子ども本人に関する文書は、適切に整理、保管される。
- ②子どもの利害に影響する文書の作成にあたっては、子ども本人又はその親等の意見を聴かななければならない。
- ③育ち・学ぶ施設においては、その目的の範囲を超えて、その子どもの情報が収集、保管又は外部に提供されてはならない。

- ④文書及び情報に関しては、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいてその子ども本人に提示され、又は提供されなければならない。
- ⑤育ち・学ぶ施設において子どもに対する不利益な処分等が行われる場合には、その処分等を決める前に、その子ども本人から事情、意見を聴く場を設ける等の配慮がなされなければならない。

〈発達〉骨子・施策案（案）

(1) ありのままの自分でいる権利

個性や他者との違いが認められ、人格が尊重されること

子どもは、ありのままの自分でいることができる。

そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- ①自分の考えや信仰を持つこと
- ②秘密が侵されないこと
- ③自分に関する情報が不当に収集され、または利用されないこと
- ④子どもであることをもって不当な取り扱いを受けないこと
- ⑤安心できる居場所で自分を休ませ、および余暇をもつこと

(2) 自分を豊かにし、カづけられる権利

子どもは、自分を豊かにし、可能性を伸ばし、エンパワーメントすることができる。

そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- ①遊ぶこと
遊びと遊びの場の保障と関わる人材の確保
- ②学ぶこと
主体的な学びと多様な学びの場の保障
- ③他者との安心できる関係性をつくりあうこと
- ④文化芸術の享受および参加すること
- ⑤自分に役立つ情報を得ること
- ⑥自己肯定および自尊感情を育むこと
- ⑦幸福を追求すること

(3) 自分で決める権利

子どもは、自分に関することを自分で決めることができる。

そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- ①自分に関することを年齢と成熟に応じて決めること
- ②自分に関することを決めるとき、適切な支援及び助言を受けられること
- ③自分に関することを決めるために、最大限必要な情報が得られること

〈生存〉骨子・施策(案)

(1) 子どもとして生きることができる権利

子どもは子どもとして生きることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- ①胎児から権利主体である一人の人間として捉えられること。
- ②自ら死を選ぶ状況に追いこまれないこと。
- ③その意思が尊重され、子どもの最善の利益が保障されること。
- ④子ども固有の問題が尊重されること。
- ⑤相互尊重の精神が尊重される豊かな地域社会の中で共生すること。
- ⑥大人、社会からその年齢・発達に応じた最大限の支援が受けられること。

(2) 安心して生きる権利

子どもは安心して生きることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- ①命が守られ、尊重されること。
- ②安心安全な環境での妊娠出産が保障されること。
- ③愛情と理解をもって心も体も豊かに育つ環境が保障されること。
- ④あらゆる形態の差別を受けないこと。
- ⑤あらゆる形の暴力を受けず、又は、放置されないこと。
- ⑥健康に配慮がなされ、適切な医療等、必要な社会保障が受けられること。
- ⑦その年齢の成長にふさわしい生活ができること。
- ⑧子どもの権利が侵されることから逃れることができる安心で安全な居場所が保障されること。
- ⑨子どもや育つ家庭等（児童養護施設を含む）が孤立せず、地域の中で見守られながら育つこと。
- ⑩平和と安全な環境の下で生活ができること。

(3) 安全に生きる権利

子どもは安全に生きることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- ①市及び育ち・学ぶ施設管理者は、災害・事故等によって直接或いは間接的に、環境や食物等が脅かされ、若しくは脅かされそうになった場合、特に影響を受けやすい成長期である子どもの命と健康を守るために、適切な対応をとり、関係機関等と連携し、安全に生活ができるようにすること。
- ②育ち・学ぶ施設管理者は、育ち・学ぶ施設の活動における子どもの安全を確保するため、災害・事故等の発生の防止に努めるとともに、災害・事故等が発生した場合にあっても、被害の拡大を防げるよう関係機関、NPO、親等、その他地域の住民との連携を図り、安全管理の体制の整備及びその維持に努めなければならない。
- ③育ち・学ぶ施設設置者は、その子どもの自主的な活動が安全の下で保障されるようその施設及び設備の整備等に配慮しなければならない。

〈参加〉骨子・施策(案)

(1)子どもの参加の促進

- ①参加の大前提としての自分で決める権利
虐待・いじめ等の当事者である子どもの意思の尊重
- ②参加の権利の理念
- ③市政・まちづくりへの参加
- ④文化・芸術・スポーツその他の諸活動への参加
- ⑤学校・施設等活動の拠点となる場での構成員としての意見表明
- ⑥参加を支援する体制の整備
- ⑦子ども支援者の養成・研修

(2)子ども委員会

- ①津市子ども委員会（公募）の設置・地域別集会・全市子ども集会
子ども会議（様々な活動の場での）
 - ②①で話し合ったことの市政への反映の仕組み
- ③少数（マイノリティ）の立場（障害者・外国籍等）の子どもの意見の反映
通訳などの橋渡し役の養成
- ④必要な情報の入手や発信
 - ・個々の環境や状況に左右されない
 - ・大人の都合によって制限されない
 - ・メディアリテラシーの必要性とその支援
- ⑤オンブズパーソン制度への子どもの参加
- ⑥学校・施設等との調整：子どもオンブズパーソンとの連携
子どもに関する制度づくりそのものに、子どもが関わり、意見が反映される仕組みづくり
- ⑦子どもに関する行動計画・施策づくり・事業実施への評価・検証と子どもの参加

(3)参加活動支援の拠点づくり

- ①子どもの居場所（子どもが設計段階から関わる）全市、全域
どんな拠点をつくるのか、地域で子ども参加を常に考える

(4)自治的な活動の促進

- ①学校・施設等における子どもの自治・参加の支援
- ②子どもの年齢や成熟にふさわしい参加の仕組みづくり
- ③子ども支援者の養成・研修
- ④運営への反映
- ⑤グループをつくり集まる権利

(5)参加を保障する為の安心安全の保障

- ①プライバシー・名誉を守る

②権利について学ぶ

学校・施設等での権利学習

(6)豊かな育ち・学びを保障する、より開かれた学校・施設

①学校教育等改革会議の設置・・・学校、児童養護施設、学童等

子どものより主体的な学びを促進するための仕組み

②多様な学びの保障と選ぶ権利の保障

フリースクール・チャータースクール・ホームエデュケーション等オルタナティブスクールの拡充

(7)市の施設の設置及び運営に関する子どもの意見の尊重

①子どもの利用を主とした市の施設への子どもの参加と意見表明の保障

審議会等への子どもの参加

全体として提案されている骨子・施策(案)

- 差別
- 検証システムの構築
 - ・子どもの権利委員会の設置
- 子どもオンブズパーソン制度の設置
 - ・子ども主体の問題解決
- 情報に関するリ・テラシー(メディア・リテラシー)
 - ・子どもの最善の利益が守られるため、情報に関するリ・テラシーの学びの保障
- 子ども支援者への支援
 - ・子ども支援者を支える体制づくり
- 個別の必要に応じて支援を受けられること
- 子ども専用相談窓口の設置
- 市県子ども支援関係機関同士及び地域民間団体との包括的な連携強化
- 地域ぐるみ